

盛岡市歴史文化施設の名称及び管理運営について

平成 22 年 2 月 15 日
教 育 委 員 会

盛岡市歴史文化施設整備事業については、平成 20 年度から建築工事を、平成 21 年度から展示等の製作業務をすすめているところである。平成 23 年度の開館に向け、平成 22 年度中に指定管理者の選定を行うため、施設の設置及び管理に関し条例に定める必要があることから、市議会 3 月定例会において「盛岡市歴史文化館条例」を制定し、施設の名称及び管理運営の内容を定めようとするものである。

施設の名称及び管理運営の概要は、次のとおりである。

1 名称について

名称については公募を行い、歴史文化施設懇談会の選考を経て、次の名称を最終選考した。

(1) 名称

「もりおか歴史文化館」

- 【理由】
- ・「歴史」「文化」の文言が入っており、施設の内容を端的に表している。
 - ・言いやすく、親しみのある名称である。
 - ・「もりおか（盛岡）歴史文化館」は応募が5件あり、一番多かった。
 - ・盛岡をひらがな表記することにより、柔らかなイメージとなる。

(2) 募集の状況

- ア 募集期間 平成22年 1 月 4 日～18日
イ 募集条件 名称に「盛岡」「もりおか」を入れること。
ウ 応募総数 県内外の53人から延べ143件

(3) 選考の状況

平成22年 1 月 22 日（金）に開催された歴史文化施設懇談会において、各委員の推薦により13件を選び、さらにその中から懇談会として次の4件を選考した。

- ①盛岡歴史文化館、もりおか歴史文化館 ②もりおか城跡歴史博物館
③盛岡歴史資料館 ④盛岡歴史ミュージアム

2 管理運営の概要

(1) 管理及び運営

- ア 指定管理者に行わせるものとする。
イ 最初の指定期間において利用料金制は採用しないが、次期更新時においては採用

するものとする。

(2) 入館料及び使用料

ア 入館料は、徴収しない。

イ 歴史展示室又は企画展示室を使用しようとする者から次表の使用料を徴収する。

| 区 分 | | 個人使用料 (1人1回につ き) | 団体使用料 (1人1回につ き) |
|-------|--------------|-----------------------------------|------------------------|
| 歴史展示室 | 一般 | 300円 | 240円 |
| | 高等学校生徒 | 200円 | 160円 |
| | 中学校生徒及び小学校児童 | 100円 | 80円 |
| 企画展示室 | | 展示を行うのに要した費用を勘案し て、その都度市長が定める額 | |

備考 団体使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

ウ 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものの使用料は、免除する。

(3) 条例施行期日

教育委員会規則で定める日とする。ただし、指定管理者の指定の手續等は、この条例の施行の日前においても行うことができることとする。